

令和 8 年度岡山県公立学校暫定再任用教職員（新規） 採用候補者選考審査実施要項

岡山県教育委員会

1 目的

令和 8 年度岡山県公立学校暫定再任用教職員（新規）採用候補者の選考資料とするために実施する。

2 受験資格

昭和 36 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ令和 8 年度に 1 年間継続して、一般の教職員と同様の業務（担任、分掌等）に従事することができるもの

- （1）県立学校教職員（教育庁教育政策課所管職員を除く。以下同じ。）及び県費負担教職員（岡山市立学校の教職員を除く。以下同じ。）として既に定年退職している者（令和 7 年度に暫定再任用教職員として任用している者を除く。）
- （2）県立学校教職員又は県費負担教職員として定年退職日以前に退職した者のうち、25 年以上勤続して退職した者であって、退職日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの（令和 5 年 4 月 1 日より前に退職した者の場合にあつては旧定年年齢に達しているものに限り、同日以降に退職した者の場合にあつては定年年齢に達している者に限る。）

※ 出願前に、県教育庁教職員課（TEL086-226-7582）に問合せを行うこと。

3 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間

なお、教職員の希望がある場合には、毎年度実施する選考審査の結果により、65 歳に達する年度まで引き続き任用することもある。

4 勤務の態様等

（1）職務内容

ア 一般の教職員と同様の業務（担任、分掌等）に従事する。

イ 配属先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。なお、学校の設置者による暫定再任用の可否は、次のとおりである。

例	暫定再任用の可否
A 市立学校を退職した教職員を A 市立学校の教職員へ任用	可
A 市立学校を退職した教職員を B 市立学校の教職員へ任用	可
県立学校を退職した教職員を県立学校の教職員へ任用	可
県立学校を退職した教職員を市立学校の教職員へ任用	否
市立学校を退職した教職員を県立学校の教職員へ任用	否

（2）任用する職

従前就いていた職を考慮しながら、原則として教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、小・中学校の事務職員の職に任用する。

（3）勤務時間

週 38 時間 45 分のフルタイム勤務又は週 20 時間の短時間勤務

※短時間勤務者については、本人承諾の上、欠員補充のため、フルタイム等の勤務者として年度途中で他校へ異動する場合や、週 20 時間を超えて（週 25 時間程度）勤務する場合もある。

- (4) 年次休暇
 - ア フルタイム勤務者については、退職前の職員と同じ。
 - イ 短時間勤務者については、勤務日数及び勤務時間数に応じた日数。
- (5) その他
 - ア 人事管理諸制度（服務、分限、災害補償等）の扱いは、基本的には退職前と同様とする。
 - イ 共済制度については、地方公務員等共済組合法の適用がある。
- 5 出願手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 令和 8 年度岡山県公立学校暫定再任用教職員（新規）採用候補者選考審査志願書（別紙様式）
 - イ 医療機関等での健康診断の結果
※ 別途指示する。
 - (2) 提出先・提出締切
令和 7 年 9 月 2 日（火）までに、県教育庁教職員課高校教育人事班
（〒700-8570 岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号）へ提出。
- 6 選考方法
従前の勤務成績及び岡山県教育委員会が実施する面接に基づき選考する。
- 7 選考日程
面接については、令和 7 年 10 月に実施予定である。このことについては、別途連絡する。なお、追加募集は行わない。
- 8 その他
出願書類の請求等は、県教育庁教職員課高校教育人事班（電話 086-226-7582）まで問い合わせること。